

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

変更なし

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

| | (特別管理)産業廃棄物の種類 | 運搬量 (t/月又は m ³ /月) | 性状 | 予定排出事業場の 名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地) |
|----|------------------|-------------------------------------|----|---------------------|--|--------------------------------|
| 1 | 蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物） | ○kg/月 | 固形 | ○○(株) 岐阜県○○ | あり 岐阜県○○○○ | (株)○○○○ 岐阜県○○○ |
| 2 | 燃え殻（水銀含有ばいじん等） | ○kg/月 | 固形 | ○○(株)工場 岐阜県○○ | あり 岐阜県○○○○ | (株)○○ ○○処分場 岐阜県○○○ |
| 3 | その他変更なし | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

| | 車体の形状 | 自動車登録番号 又は車両番号 | 最大積載量 (kg) | 所有者又は使用者 | 備考 |
|---------|--|-------------------|---------------|----------|--------------------------------------|
| 1 | キャブオーバー | 岐阜 100 え 44-44 | 8,000 | (株)〇〇環境 | 借 |
| 2 | その他変更なし | | | | |
| 3 | ・収集運搬業に直接使用する車両を記入して下さい。 ・自車両は「自」、庸車は「借」と備考欄に記入して下さい。 | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | ・追加がない場合には、「 <u>変更なし</u> 」と記載してください。 |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 事務所の所在地 | 岐阜県〇〇市△△町□□丁目●●番地 | | | | |
| 駐車場の所在地 | 同上 | | | | |

(2) その他の運搬施設の概要

| 運搬容器等の名称 | 用途 | 容量 | 備考 |
|----------|----------------|-----------------|----|
| ドラム缶 | 燃え殻（水銀含有ばいじん等） | 〇m ³ | |
| その他変更なし | | | |
| | | | |
| | | | |

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

岐阜県〇〇市△△町□□丁目●●番地

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

木くず 〇〇m³

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） 〇〇m³

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 〇〇m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） 〇〇m³

蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物） 〇〇m³

燃え殻（水銀含有ばいじん等） 〇〇m³

※積替え保管施設に係る図面は、平成〇〇年〇〇日付け要綱施設軽微変更届出書に添付

- ・積替え保管施設設置届出書により届出を行っている施設の所在地、保管する産業廃棄物の種類及び保管数量を記載してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を新たに区分して保管することにより、その他の保管容量が変わる場合には、変更後の容量を記載してください。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

・水銀使用製品産業廃棄物は、破砕することのないよう、また、他のものと混合しないように区分して収集・運搬する。

・水銀含有ばいじん等は密閉容器にに入れて、転倒防止措置を行い、運搬物が見えるよう容器に表示をして運搬する。

※その他変更なし

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

・水銀使用製品産業廃棄物は、他のものと混合しないよう仕切りを設けて保管する。

※その他変更なし